



令和5年度「琴平町老朽危険空き家除却支援事業補助金」 ～危険空き家の解体を補助します～

○補助対象住宅

- ① 町内に存する老朽危険空き家であること ※職員が現地判定を行います
- ② 一年以内に不動産販売等を行わないものであること
- ③ 固定資産税の滞納がないこと 等

○補助対象者

- ① 所有者として登記事項証明書に記載されているもの
- ② ①に規定する者の相続人又はその者から同意を得たもの 等

○補助対象工事

- ① 町内に存する建設業又は解体工事業者が行う工事であること
- ② 建替えを目的とした工事でないこと
- ③ 補助対象住宅の一部を解体する工事でないこと 等

○補助率

- ① 補助対象工事費又は面積に応じた計算による額のいずれか少ない方の額の
10分の8 上限160万円

○その他

- ① 当該空き家が補助対象か、琴平町職員が現地で判定を行いますので、必ず事前相談をお願いします。

☆問合せ先☆

琴平町役場 地域整備課 電話：0877-75-6728
0877-75-6708

